

島根労働局発表
令和4年1月25日

担
当

島根労働局職業安定部職業対策課
課長 後藤 宏光
地方障害者雇用担当官 山本 章
TEL 0852-20-7021

雲南市内初の「障害者雇用に関する優良な中小事業主」を認定しました ～ もにす認定 雲南市内第1号は 協栄金属工業株式会社 ～

島根労働局（局長 倉持 清子（くらもち きよこ））は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（以下「もにす認定制度」）で島根県内第6号の認定を行いました。

受賞事業主は、以下のとおりです。

「もにす認定制度」とは、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、島根労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。認定をご希望される事業主の方は、必要書類を主たる事業所を管轄する労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



認定マーク【もにす】

共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

【 受賞事業主 】

[事業主] 協栄金属工業 株式会社
代表取締役社長 小山 久紀

[所在地] 雲南市掛合町掛合 1865 番地



業 種：金属製品製造業
会社概要：精密薄物板金加工
自社製品の製造販売
所在地：島根県雲南市掛合町掛合
1865番地
ホームページ：
<https://www.kyoei-kakeya.jp/>



会社のPR情報

「過疎地域の雇用を守りたい」そんなみんなの願いから当社の歴史は始まりました。そもそもは雲南市掛合町が過疎地域の雇用対策として誘致した大阪の自動車部品メーカーが建てた工場。円高不況でいったん閉鎖されたが、雇用の光を消すまいと地元の有志が出資しあい、「故郷(ふるさと)にともった灯(ひ)を消すな」を合言葉に町ぐるみで再建に努力し、今の会社になりました。創業精神に基づく「地域と共に成長・発展する企業を目指す」という想いは、今も変わらず受け継がれています。

事業内容は、精密薄物板金加工（プレス、タレパン、レーザー、曲げ、溶接）、パイプ加工、組立、自社製品の製造販売を行っています。4,000坪の広大な敷地内には6つの工場と1つの複合事務棟があり、120台以上保有している充実した生産設備（山陰地方最大級）により、厨房機器や農業機械、医療介護福祉機器など5,000種類以上の金属部品を製造しています。

会社からのメッセージ

当社には、障害者専用の業務はありません。様々な職種がありますが、障害の有無に関係なく、その人の向き不向きにより合った業務・職場に配置しています。

配慮していることは、「いろいろな業務がある中で能力に見合った仕事をしていただくこと」「体調に合わせた勤務時間にすること」「絶対に孤立させないこと」です。特に、入社後、会社や業務に慣れるまでは「1秒たりとも独りぼっちにするな！」を合言葉に、みんなが寄り添い、徹底してサポートします。その結果、知的障害のある社員の作業ミスは、ほぼゼロに近く、精神障害のある社員もほとんど休まなくなりました。障害のある社員は、非常にまじめで能力も高い。もし障害のある社員が全員一斉に休んだら、当社の生産ラインは完全にストップします。弱者救済や社会貢献のためではありません。障害のある社員は当社の強力な戦力です。

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

数的側面		
雇用状況	実雇用率	8.97% (令和3年6月1日現在)
定着状況	過去3年間に採用した障害者の就職6か月後定着率	100%

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

質的側面	
キャリア形成	<p>○障がいのある社員の中に管理職（サブリーダー）に昇進し、役職手当の支給をしている実績があります。</p> <p>○障がいのある社員の中に準社員（時給社員）から正社員に転換した実績があります。</p>

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり	
組織面	<p>○障害者雇用推進者である社長が自ら障がい者雇用基本方針を策定し、掲示板に掲示することにより、全社員に対し障がい者雇用に対する理解の促進を図るよう取り組んでいます。</p> <p>○障がいのある社員一人ひとりに支援担当者を配置し、障がいに関するマニュアルに沿って、障がい特性に配慮しながら日常的に支援をしています。</p> <p>○毎日、支援責任者が職場を巡回し、異常を発見した場合は、経営者や幹部、支援担当者、障がい者就業・生活支援センターなどの外部機関と連携し、迅速な対応をしています。</p> <p>○所定の講習を修了した障害者職業生活相談員を選任し、職業生活全般に係る相談や指導を実施しています。</p> <p>○各リーダーが管理職（社長を含む）のLINEグループへ日々の業務報告を行うことで障がいのある社員の勤務状況を常時把握できるようにしています。</p>

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり

人材面

○障がいのある社員を雇用するにあたり、配置部署の社員を対象にマニュアル（障がいの特性を知る）を配付のうえ研修を実施し、障がい者に対する業務指導や職業生活上の相談支援のノウハウ等の向上を図るよう取り組んでいます。

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

仕事づくり

事業創出

○平成30年度、令和元年度、令和2年度とも経常利益は黒字となっています。

○平成30年度、令和元年度、令和2年度とも売上高対経常利益率は3%以上となっています。

職務選定・ 創出

○独自の力量一覧表を活用し、就労支援機関と連携して、一人ひとりの障がい特性および適性を考慮のうえ職務を選定し配置をしています。

○就労支援機関から職場実習を受け入れる際に、能力や適性の記載された文書を受領し、その内容を考慮しながら職場実習を実施することで、障がい特性に適した職務を適切に判断できるようにしています。

○職場実習後の雇用前には、家族および就労支援機関も職場見学に招き、支援者も職場の明確なイメージが持てるように努めています。

○こうした適切な職務のマッチングの結果、障がい者の職場実習において指導ができるレベルまで成長した障がいのある社員がいます。

環境づくり

職務環境	<p>○障がいの特性を考慮し、設備導入をすることで業務遂行に支障がないよう配慮しています。</p> <p>○ミスしやすい作業については、口頭での指示だけではなく、写真付きの説明図や治具を製作し用いることで作業手順を簡素化しています。こうした環境整備により、障がい特性から生じるミスをなくし貴重な戦力として活躍しています。</p> <p>○障がいのある社員が障がい者関連のイベント等に参加する場合は、有給休暇の付与や奨励金の支給など、参加しやすいように支援をしています。</p>
募集・採用	<p>○障がい者の職場実習の受け入れを積極的に実施しており、この11年間で30名の実績があります。</p> <p>○障がい者雇用に関する企業見学の受け入れを積極的に実施しており、この10年間で2,000名を超す実績があります。</p> <p>○社長自ら障がい者雇用について講演を行っており、この10年間で200回を超す実績があります。</p>
働き方	<p>○障がい特性に配慮し、体調や交通機関状況などによって随時短時間勤務を認めています。</p> <p>○障がいの特性により体調を悪くした際に、復帰に向けて必要な期間の休暇取得を認めた実績があります。</p>
キャリア形成	<p>○担当する部署における業務に対する技能・知識を深めるための研修を実施しています。</p>
その他の雇用管理	<p>○障がいのある社員の職場定着のため、就労支援機関の担当者による職場訪問による定期的な相談支援を実施しており、問題が起こった際には、就労支援機関の支援を速やかに受けられるよう平時から連携を密にしています。</p>

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		2点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)	
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点	
		⑧働き方	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点		⑰質的側面	特に優良	2点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)	
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点	合計の合格最低点			20点 (満点50点)		
		優良	1点	取組関係の合格最低点			5点 (満点20点)		

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

もにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、島根労働局、ハローワークへお問い合わせください。